			
売却区分番号		札幌299-1	
見積価額		¥2, 170, 0	00 公売保証金 ¥220,000
見積価額内訳	1	¥540,000	
	2	¥19,000	
	3	¥24,000	
	4	¥357, 000	
	5	¥180, 000	
	6	¥1, 050, 000	
財産の表示	1	所在	北海道砂川市東一条南21丁目
		地番	139番17
		地目	宅地
		地積	638.94 平方メートル
	2	所在	北海道砂川市東一条南21丁目
		地番	139番18
		地目	宅地
		地積	22.32 平方メートル
	3	所在	北海道砂川市東一条南21丁目
		地番	139番20
		地目	宅地
		地積	28.43 平方メートル
	4	所在	北海道砂川市東一条南21丁目
		地番	139番24
		地目	宅地
		地積	422.50 平方メートル
	5	所在	北海道砂川市東一条南21丁目139番地17、
			139番地20
		家屋番号	139番17
		種類	工場・事務所
		構造	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
		床面積	1 階 102.44 平方メートル
			2 階 59.54 平方メートル
	6	所在	北海道砂川市東一条南21丁目139番地24
		家屋番号	139番24
		種類	事務所
		構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
		床面積	69.56 平方メートル
			以上登記簿による表示

	T	Ī				
売却区分番号	札幌299-1					
見積価額	¥2, 170, 000	公売保証金	¥220,000			
公法上の規制	都市計画区域内(非線引区域)					
	準工業地域					
	開発行為の許可制(1,000㎡以上)					
	洪水によって想定される浸水深度 0.5 メートル~3.0 メートル (想定最大深度)					
	建ぺい率 60% 容積率 200%					
接道状況	対象物件1から4 北東側 幅員約18メートルの舗装市道と等高に接面					
地盤・地勢	対象物件1から4					
	北東側間口約20.2メートル、南東辺約38.7メートル、奥付南西辺約34.7					
	メートル、北西側が大きく欠落した4筆一体のかぎ型で不整形な中間画地です。					
	地勢は全体的に平坦であるが、両側隣地とは若干高低差があるほか、奥地隣地とも					
	南側は高低差があり、いずれも対象地側に高さの低いコンクリート石擁壁があります。					
使 用 状 況 等	対象物件1から4					
	対象物件5及び6の敷地として使用されています。					
	また、未登記の仮設物置小屋及び車庫があります。					
	対象物件 5					
	昭和51年1月新築、昭和52年7月増築、平成3年月日不詳一部取毀、増築(登記					
	簿謄本による)					
	現在、空き家ですが、物件所有者の動産が残置されています。					
	対象物件6					
<i>₹</i> ₹ ₹⊞ √1\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	平成3年8月新築 現在空き家					
管理状况等	対象物件6 外壁東側に破損個所が多数あります。					
特 記 事 項						
	を行います。					
	なお、見積価額の内訳は以下のとおりです。 対象物件1 (土地) 540,00円					
	対象物件2(土地)					
	対象物件3(土地)					
	対象物件4(土地) 3					
	対象物件 5 (建物) 1					
	対象物件6 (建物) 1,0					
			づき、買受人の求めに応じて、札幌			
	消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、札幌 国税局が適格請求書を交付します。					
	課税資産の価額が占める割合					
住居表示等	北海道砂川市東一条南21丁目	1番3号				
最 寄 駅 等	J R (北海道) 函館本線 豊沼		800 メートル			
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。					
一般的留意事項	公売は現況有姿(現在あるがま	まの状態をいい、	その財産に傷などがあっても補修			
	などを行わないことをいいます。)	により行うもので	であるため、次の一般的事項を十分			
	ご理解の上、公売へご参加くださ	V,				
	1 公売財産の面積等は公簿上に	よるものです。あ	らかじめその現況及び関係公簿等			

売却区分番号	札幌299-1						
見積価額	¥2, 170, 000	公売保証金	¥220,000				
	を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担保責任等を負いません。 3 執行機関(国)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。						

















